

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 ホストタウン等緊急対策事業

事業全般・スケジュール等に関して

○事業全般

No.	問	回答
1	補助対象経費の上限はありますか。	一つの整備計画あたりの補助対象経費総額の上限はありません。ただし、地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化のうち段差解消等の移動円滑化に要する経費に対する補助金額の上限は、1事業者あたり50万円となります。
2	ホストタウンの登録を受けていない市区町村において行う事業は、この補助金の対象となり得ますか。	本補助金は、整備計画の策定時点で計画区域が内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部によりホストタウンとして登録されている必要があります（競技会場、選手村が所在する市区町村を除く）。 ただし、当該計画区域の所在する市区町村がホストタウンとして登録されていない場合であっても、都道府県がホストタウンとして登録されており、都道府県のホストタウンの交流計画に関連する区域であると認められる場合は対象となります。
3	国からの補助とは別に都道府県等の地方自治体からの補助金等を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、地方自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
4	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
5	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。
6	法人格を有さない個人商店は、補助対象となりますか。	地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化のみ補助対象事業者となります。

○スケジュール関連

7	整備計画の応募から、計画が認定されるまでにどのくらいの期間がかかりますか？	最短で、整備計画を受け付けた日から3週間程で計画の認定を行います。 ただし、申請内容の確認等に時間を要する場合もございますので、時間的な余裕をもって整備計画及び要望書を提出してください。
8	計画が認定された後、交付申請書を提出してから、交付決定される時期はいつ頃になりますか。	交付申請書を受付しだい、申請内容を精査のうえ、順次、交付の決定を行います。
9	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能ですか。	交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
10	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいですか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、事業の完了期限を令和2年7月31日までとしておりますので、最大で令和2年8月30日が完了実績報告書の提出期限となります。

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 ホストタウン等緊急対策事業

11	東京オリンピック・パラリンピック開催後も引き続き事業を実施することは可能ですか。	原則、令和2年7月31日までに事業を完了してください。
----	--	-----------------------------

受入環境緊急整備計画に関して		
No.	問	回答
12	計画区域の考え方を教えてください。会場等所在市区町村に存在する全ての観光地について、計画区域として設定することができるのでしょうか。	計画区域をどのようなものとするか、また計画区域の範囲をどの程度整備計画の対象とするか等については会場等所在市区町村等において適宜設定して頂くこととなりますが、整備計画の対象区域の範囲は、整備計画の「事業の目的等」に記載した内容と整合する必要があるとともに、あくまで本事業が大会を契機として訪日外国人旅行者の受入環境整備を加速化することを目的としていることを踏まえ、社会通念上妥当なものとなるよう留意してください。
13	計画区域内の補助対象事業者が1者のみの整備計画であっても認定されますか。	整備計画の内容が認定基準を満たすと認められるときは、補助対象事業者が1者のみの計画であっても認定されます。
14	1箇所のホストタウンが、複数の整備計画を作成することはできますか。	計画区域ごとに、作成することが可能です。
15	設定する評価指標について「満足度関連指標」「消費関連指標」とは例としてどのような指標がありますか。	満足度関連指標としては、SNSの投稿数、アンケート評価及びNPS（おすすめ度）等が想定されます。また、消費関連指標としては、計画区域における入込客数、旅行消費額及び宿泊者数等が想定されます。整備目的に応じて、適切な指標を設定してください。
16	整備計画が認定された後、要望書を追加することは可能ですか。	可能です。 ただし、認定を受けた計画の変更に該当するため、当該変更について観光庁長官の認定を受ける必要があります。
17	計画に記載する補助対象事業費等は、概算での記載でよいですか。	添付する要望書に記載されている補助対象経費等を積み上げた金額としてください。
18	公共交通等を利用した移動範囲を含めて、計画区域に含めることができますか。	計画区域の範囲は、あくまで本事業が訪日外国人旅行者の受入環境整備を目的としていることを踏まえ、社会通念上妥当なものとなるよう留意してください。
19	指定の整備計画書とは別に、補足情報として別添資料を提出することは、可能ですか。	可能です。
20	KPIを測定する際のコスト（アンケート調査費等）は補助対象に含まれますか。	補助対象外となります。
21	複数の飲食店・小売店その他関係する事業者等により構成される協議会又は団体とは、どのようなものがありますか。	地域の観光協会や商店街等が該当します。

多言語観光案内標識の一体的整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の多言語観光案内標識について申請する場合、要望書はアクセスポイントごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、案内標識毎の要望書提出は不要です。 多言語観光案内標識の一体的整備においては、原則、複数箇所を組み合わせることが要件であるため、同一設置主体が整備計画の範囲内に設置する案内標識をまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	既存の案内標識に英語を追記することは補助対象となるか。	整備計画内において、デザインが統一されていることが要件となっておりますので、既存の案内標識が要件を満たしていることが必要となります。
3	案内標識のデザインについては、今回設置する案内標識が統一されていれば補助対象となるか。	旅行環境まるごと整備計画区域内において整備するとされた案内標識のデザインが統一されている必要があります。整備計画において複数事業者による整備を計画している場合、対象事業者全てのデザイン・多言語表記の表現が統一されている必要がございます。
4	多言語観光案内標識をデジタルサイネージで整備する場合、配線工事についても補助対象となるか。	本工事費の一部として申請することが可能です。 ただし、配線工事の範囲については設置に必要な最低限度とし、屋外においては、最寄りの電柱の接続端子等までとなります。
5	デジタルサイネージによる情報発信に附随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能か。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等多用途で活用することはできません。
6	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となるか。	広告収入を伴わない観光情報を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		

地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	個人商店等、法人格を有さない飲食店・小売店である場合、補助の対象となりますか。	補助対象となります。
2	計画区域内にある複数の店舗を1つの要望書にまとめて申請することはできますか。	『地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化』の要望書は、店舗ごとに作成して申請してください。
3	多言語対応した情報サイト等に指定はありますか。また、自社のホームページが多言語対応している場合、多言語対応した情報サイト等に該当しますか。	訪日外国人旅行者が利用可能な多言語対応した情報サイト等であれば指定はありません。また、自社のホームページが多言語対応している場合は、多言語対応した情報サイト等に登録していることに該当します。

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
4	店内表示及びメニューの多言語化対応と段差の解消等の移動等円滑化の実施を予定していたが、交付決定後に店内表示及びメニューの多言語化対応を取り止めて段差の解消等の移動等円滑化のみを実施した場合は補助対象となるか。	補助対象となりません。 多言語対応、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化、段差の解消等の移動等円滑化については、事業完了時に店内表示及びメニューの多言語化対応、先進的決済環境、無料公衆無線LANが完備されている場合のみ補助の対象となります。
5	店舗内にWi-Fiの機器は設置されていないが、テナントとして入っている建物においてWi-Fi環境が整備されており、店舗内でも当該Wi-Fiが利用可能である場合、無料公衆無線LANが整備されているとみなされるか。	店舗内でWi-Fiが使用できるのであれば、無料公衆無線LANが整備されているとみなします。

店内表示及びメニューの多言語化対応		
No.	問	回答
6	タブレット端末等で表示するデジタル表記メニューを多言語化する場合、既存メニューのデザイン改修についても補助対象となるか。	補助対象となります。
7	店舗のホームページを多言語化する場合、補助の対象となりますか。	ホームページ上に掲載するメニューの多言語化にかかる経費は補助の対象となりますが、その他の箇所の多言語化にかかる経費は補助対象外となります。

先進的な決済環境の整備		
8	対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものですか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合にあっては対象となりません。
9	既にクレジットカード決済に対応している店舗において、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を整備することは可能でしょうか。	可能です。既にキャッシュレス決済に対応している店舗であっても、端末等の整備により対応が可能となる決済手段が増加する等、何らかの機能向上が見られる場合は補助対象となります。
10	現金対応のみであった飲食店に新たにクレジットカード対応の自動券売機を設置する場合、補助の対象となりますか。	クレジットカード決済にかかる経費を分離することが可能であれば、一部の経費について補助の対象となり得ます。

地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

無料公衆無線LANの整備		
11	既存の無料公衆無線LAN環境を統一したSSIDにする費用は補助対象となるか。	統一したSSIDにすることで、「一度認証することで、接続できる環境」が実現するのであれば、補助対象となります。
12	公衆無線LAN機器そのものへのセキュリティ対策は補助対象になるか。	補助対象となります。なお、LAN環境全体のセキュリティに係る監視装置（サーバ等）は補助対象外となります。
13	設置場所にネット回線がないため、ネット回線を敷設する費用も補助対象となるか。	敷設する費用のうち、整備する公衆無線LAN機器の最寄りの電柱からの敷設費用は補助対象となります。通信事業者の通信ビルから最寄りの電柱まで敷設する光ファイバー等は補助対象外となります。
14	既存の無料公衆無線LAN機器が仕様上IEEE802.11ac（Wi-Fi5（5GHz帯））以上に対応していない場合、既存の整備（設置）箇所に含めることはできないのか。	含めることは可能です。 なお、対応機種への機能向上を行うための交換を行う場合、補助対象となります。
15	共通シンボルマークJapan Free Wi-Fiの掲出はいつまでに実施する必要があるか。	完了実績報告の提出までに掲出し、掲出された写真を提出いただくこととなります。

多言語対応		
16	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はありませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
17	音声ガイドの機器購入費、ガイド内容の翻訳費は補助対象となりますか。	機器購入費については補助対象となりますが、翻訳費については補助対象外となります。
18	翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの初期導入費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「Voicetra」アプリが無料で利用できますのでこちらの活用についてご検討ください。

多様な宗教・生活習慣への対応力の強化		
19	全国から参加者を募集する啓発事業や視察事業は補助対象になりますか。	計画区域の受入環境整備を図る事業を補助対象としており、受入環境整備を行う地域が特定できない啓発事業や視察事業は補助対象となりません。
20	「セミナー等の趣旨と著しく異なる目的で開催される他の会議や説明会等」とはどのようなものを指しますか。	特定のサービスや商品の紹介・販売を目的とするものや、観光と一切関係がない内容を紹介するセミナー等を示します。なお、申請事業者の総会等の後に行われるセミナー等については補助対象となります。

段差の解消等の移動等円滑化		
21	和式トイレを洋式トイレに変更する場合は補助対象となりますか。	改修内容がバリアフリーにかかる機能が向上されるものであることが必要のため、単なる和式から洋式への変更であれば補助対象外となります。

地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

22	簡易スロープの購入等、工事を伴わない物品の購入は補助対象となりますか。	当該物品の購入により、店舗のバリアフリー化が促進されることが明らかな場合は補助の対象となります。
23	「その他移動円滑化のために必要であると観光庁長官が認めた事業」とはどのようなものが該当しますか。	補助メニューに記載のないバリアフリー化の改修工事等が該当し、改修工事内容ごとに個別に判断して認定します。
24	バリアフリー化の改修は、車いす使用者を対象とした内容に限られますか。	視覚障害者や聴覚障害者を対象としたバリアフリー化に要する経費も補助の対象となります。
25	複数のメニューを実施する場合、補助金の上限額はそれぞれ50万円になりますか。	段差の解消等の移動等円滑化にかかる経費の合計額に対する補助金の額の上限額が50万円となります。

外国人観光案内所 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の外国人観光案内所について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される外国人観光案内所ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
3	大規模施設の一部を外国人観光案内所とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、外国人観光案内所にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
4	人件費は補助対象となりますか。	人件費は補助対象となりません。
5	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、令和2年7月31日までに事業を完了してください。
6	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。

無料公衆無線LAN環境の整備		
No.	問	回答
7	施設の一部を外国人観光案内所とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	外国人観光案内所のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、外国人観光案内所と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。）

案内標識・掲示物		
No.	問	回答
8	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	外国人観光案内所の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限ります。
9	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅等から、外国人観光案内所へのアクセスルート上となります。
10	商業施設等の一部に外国人観光案内所がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	外国人観光案内所への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
11	観光案内所内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光案内所の情報を含む周辺地図であれば補助対象となります。

先進機能の整備		
No.	問	回答
12	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
13	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費（利用料と切り分けられない初期導入費用含む。）は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
14	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

コンテンツ作成		
No.	問	回答

外国人観光案内所 Q&A

15	コンテンツ作成の対象はどのようなものがありますか。	VR機器、デジタルサイネージで発信するコンテンツ作成費用、施設内でDVD等により多言語（最低限英語）で発信する動画等作成費用、パンフレット作成費用（印刷費を除く。）が対象となります。
16	ARは補助対象に含まれますか。	ARについてはコンテンツ作成に含まれます。（カテゴリーⅡ・Ⅲの観光案内所が補助対象となります）
17	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なリニューアルを考えているが、補助対象となり得ますか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。
18	観光案内所のHPを改修する場合、計画区域外の情報発信については補助対象となるでしょうか。	補助対象となります。ただし、計画区域内の情報について発信している場合に限りです。
19	コンテンツ作成、ホームページにおける交通機関情報とは何ですか。	近隣の駅や、バス等各種交通機関の手段や、時刻表等の情報となります。
20	コンテンツ作成、ホームページにおける災害情報とは何ですか。	災害時に必要に応じて発信する、「各種交通機関の運行状況」「医療機関情報」「避難所情報」等となります。
21	デジタルサイネージやパンフレットにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
22	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報（予約サイトや広告等）も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。

観光案内所の整備・改良

No.	問	回答
23	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
24	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	大会開催までに案内所の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。

その他

No.	問	回答
25	そうじ道具などは補助対象となるでしょうか。	補助対象外となります。
26	JNTOの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いでしょうか。	大会開催までに認定を取得できるようにしてください。なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。

観光拠点情報・交流施設 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の観光拠点情報・交流施設について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される施設ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

観光拠点		
No.	問	回答
3	観光拠点として、文化や伝統芸能等の無形物を位置づけることは可能でしょうか。	観光拠点情報・交流施設は、観光拠点へ訪れていただくための情報提供の場と位置づけられることから、文化や伝統芸能等無形物そのものは、観光拠点とはなりません。その文化や伝統芸能等無形物に由来する、地域や施設等を観光拠点とすることが必要となります。（例として、「〇〇祭り」ではなく、神社、山車を収める蔵、祭りを実施する地域等が観光拠点として妥当と考えられます）
4	まち全体を観光拠点とすることは可能でしょうか。	漠然と〇〇市全体ではなく、集客力の高い地域を観光拠点とすることは可能です。（例として、伝統的建造物地区等）
5	観光拠点には既に多くの外国人旅行者が来訪している必要がありますか。	現状外国人が多く来訪していない場合は、当該観光拠点への具体的なインバウンド誘客の取組みや、仕掛けづくり等について、説明や資料を求める場合があります。

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
6	大規模施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、観光拠点情報・交流施設部分にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
7	施設を運営する中で、入館料等により収入がある事業があるが、その場合補助対象外となるのでしょうか。	原則、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は、対象外となりますので、必要に応じて収支（予定）を確認させていただきます。
8	人件費は補助対象となるのでしょうか。	人件費は補助対象となりません。
9	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、令和2年7月31日までに事業を完了してください。
10	客が激減する冬期に施設を閉所する施設となりますが、補助対象となるのでしょうか。	何らかの理由により、1年を通じて開所することができない施設でも補助対象となります。ただし、閉所している期間等において、当該施設を目的外の用途に使用する場合は、補助対象外となります。
11	壁等で仕切られていない空間を観光拠点情報・交流施設とすることは可能でしょうか。	他のスペースとは明確に区切られた空間である必要があります。

無料公衆無線LAN環境の整備		
No.	問	回答

観光拠点情報・交流施設 Q&A

12	施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	観光拠点情報・交流施設のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、観光拠点情報・交流施設と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。）
----	---	---

案内標識・掲示物

No.	問	回答
13	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限ります。
14	案内標識において、「才」観光拠点情報・交流施設において観光拠点の場所を誘導する看板等は、観光拠点情報・交流施設内に設置する必要がありますか。	観光拠点情報・交流施設内又はその周辺（施設から近い場所、10m程度）に設置するものが補助対象となります。
15	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅や観光拠点等から、観光拠点情報・交流施設へのアクセスルート上となります。
16	商業施設等の一部に観光拠点情報・交流施設がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	観光拠点情報・交流施設への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
17	観光拠点情報・交流施設内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設及び観光拠点の案内を含む周辺地図であれば補助対象となります。

先進機能の整備

No.	問	回答
18	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
19	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費（利用料と切り分けられない初期導入費用含む。）は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
20	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

コンテンツ作成

No.	問	回答
21	コンテンツ作成の対象はどのようなものがありますか。	VR機器、デジタルサイネージで発信するコンテンツ作成費用、施設内でDVD等により多言語（最低限英語）で発信する動画等作成費用、パンフレット作成費用（印刷費を除く。）が対象となります。
22	ARは補助対象に含まれますか。	ARについてはコンテンツ作成に含まれます。（カテゴリーⅡ・Ⅲの観光案内所が補助対象となります）
23	現在デジタルサイネージを有しているが、発信するコンテンツを新たに作成しようと考えている。コンテンツ作成費用のみを計上することは可能ですか。	コンテンツ作成そのものは、効果促進事業であるため、単独での要望はできません。別途基幹事業を実施し、その効果促進事業として、コンテンツ作成をする場合は、補助対象となります。

観光拠点情報・交流施設 Q&A

24	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なりリニューアルを考えているが、補助対象となり得ますか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。
25	コンテンツ作成、ホームページにおける観光拠点情報とは何ですか。	観光拠点の歴史・文化等の魅力や見どころを紹介する情報となります。
26	コンテンツ作成、ホームページにおける観光案内情報とは何ですか。	観光拠点情報・交流施設周辺を含む観光情報（史跡、観光施設等）を紹介する情報となります。
27	コンテンツ作成、ホームページにおける交通機関情報とは何ですか。	近隣の駅や、バス等各種交通機関の手段や、時刻表等の情報となります。
28	コンテンツ作成、ホームページにおける災害情報とは何ですか。	災害時に必要に応じて発信する、「各種交通機関の運行状況」「医療機関情報」「避難所情報」等となります。
29	デジタルサイネージやパンフレットにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
30	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報（予約サイトや広告等）も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。

観光拠点情報・交流施設の整備・改良

No.	問	回答
31	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修は、補助対象外となりますか。	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修のみの要望では、補助対象外となります。
32	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
33	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	大会開催までに観光拠点情報・交流施設の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。

その他

No.	問	回答
34	そうじ道具などは補助対象となるでしょうか。	補助対象外となります。